

第 19 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在 地	面 積			
土地	八代市港町 308番1	194,275.79 平方メート ル	国土交通省	八代港臨海 用地	498,813,788 円

( 提案理由 )

八代港加賀島地区の国の港湾工事によって生じた土地を八代港臨海用地とするため、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 53 条の規定により港湾管理者である県が取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。